

第8期中野区健康福祉審議会 介護・健康・地域包括ケア部会（第9回）

開催日 平成30年1月24日（金） 19：00～20：15

開催場所 中野区役所7階 第8会議室

出欠者

1. 介護・健康・地域包括ケア部会委員

出席者 武藤 芳照（部会長）、岡本 多喜子（副部会長）、網野 寛子、岩川 眞紀、  
梅原 悦子、小笹 敏和、長田 久雄、小林 裕子、坂本 真理、高松 登、  
原沢 周且、藤田 温史、南 光保、梁川 妙子、吉成 武男、和氣 純子

欠席者 金沢 美代子、村上 昌子、渡邊 仁、渡部 金雄

2. 事務局

健康福祉部副参事（福祉推進担当） 岩浅 英樹

健康福祉部副参事（健康推進担当） 只野 孝子

健康福祉部副参事（保健予防担当） 水口 都季

健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当） 永見 英光

地域支えあい推進室副参事（地域活動推進担当） 伊藤 政子

地域支えあい推進室副参事（地域包括ケア推進担当） 酒井 直人

中部すこやか福祉センター副参事（地域支援担当） 濱口 求

区民サービス管理部副参事（介護保険担当） 古川 康司

都市基盤部副参事（住宅政策担当） 塚本 剛史

子ども教育部、教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 高橋 昭彦

子ども教育部、教育委員会事務局副参事

（子ども家庭支援センター所長、子育て支援担当） 神谷 万美

【議 事】

○武藤部会長

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。本年最初の部会になりますが、今年もどうぞよろしくお願いたします。

本日の議題は2点ございまして、介護保険料の見込みについてと、2つ目が平成30年度社会体育団体補助金についてでございます。一昨日は大雪でしたので、今日でなくてよかったなと思っておりますが、転倒・骨折も随分起きているようで、まだ影のところでは凍っているところもありますので、お互いに留意しながらと思います。私は日本転倒予防学会の理事をしているので各地方へ、降雪地域のところへ講演に行ったときなどは、滑るのですね。滑って転びそうになったことが実は札幌で2回ぐらいあるのですよ。私がもしここで転んで骨折すると、絶対に翌日の北海道新聞に大きく書かれるだろうなと。そんなこともありましたが、いずれにしても誰もが転びやすい状況になっておりますので気をつけたいと思います。

まずは欠席者、配付資料の確認ということで、本日は渡邊委員、金沢委員、村上委員がご欠席と伺っておりますが、それ以降何か変化がありましたか。

○岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当）

ご連絡はいただいておりますので、まだお見えになっていない委員がいらっしゃる

ますけれども、いらしていただけたらと思っています。

○武藤部会長

了解です。

配付資料の確認について岩浅健康福祉部副参事からお願いいたします。

○岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当）

事前に資料1から資料6の6点を送らせていただきました。本日は机上配付ということで資料2の差しかえをお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○武藤部会長

それでは、本日2点ございますので、まずは1つ目の介護保険料の見込みについてからということで、説明をお願いいたします。

○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当）

それでは、古川より介護サービス等の見込みということでまずご説明させていただいた後、次の資料2に基づきまして介護保険事業費の見込みと保険料についてといったところでご説明をさせていただきたいと思います。

まず資料1をご覧いただきたいと思います。今回第7期の介護保険料の見込みということで、1ページ目に記載をさせていただいているとおりの介護保険の被保険者数の推移ですとか、2番の要介護認定者数の推移、こちらは資料1には載ってございません。前回までお示ししていました素案にこのデータは入っているところでございますけれども、そういった基本的な数値を押さえた中で、介護のサービス量を推計いたしましたというところが次の資料1の数字になってございます。

おめくりいただきますと、2ページ、3ページのところで、今後3年間の介護給付の見込みといったところで数字を出させていただいております。こちらに挙がっている数字は、各サービスの月の平均利用人数になってございまして、これだけ見込まれるといったところを推計しているところでございます。では、どうしてこの数字になったかというところが、4ページ以降でサービスごとにどういうふうに推計したかというところを表現してございます。めくっていただいて4ページで、介護サービスの基幹サービスになります居宅サービスの中でも訪問介護、ホームヘルパーさんですね。こちらのほうをどう見込んだかといったところでございますけれども、表の一番下が実績となつてございまして、実績のところは訪問介護、それから介護予防訪問介護と記載があるかと思っております。こちらをご覧いただくと、訪問介護といったところは若干減りぎみの実績になってきているというところでございます。ただ、来年度からの訪問介護に関しましては、入院から在宅サービスに移行といったところが全国的にも進められているということや、介護職員に対する処遇改善が徐々に進んできているというところもございまして、そういったところで従事者の確保も進むと考えて、利用者は横ばいになると推計してございます。

そのほか例えば11ページになります。短期入所生活介護（ショートステイ）の推計でございまして、こちらのほうも一番下の実績を見ていただきますと、短期入所生活介護、普通にいうショートステイでございまして、こちらに関しましては、実績も増加傾向にあるといったところでございまして、今後特別養護老人ホームの整備に合わせて、こういったところも整備が進むという取り組みがございまして、そういったところを踏まえまして、適切な推計に努めたというところでございます。

あと、また幾つかめくっていただいて29ページになります。こちらのほうは、中野

区としては今年度から介護予防・日常生活支援総合事業ということで始めてございまして、下段のほうには予防訪問サービスということで、先ほど訪問介護のほうで説明させていただいた予防バージョンでございますけれども、予防に関する訪問サービスといったところでは、サービス見込量としては増加傾向を踏まえて、今後も増加していくといったところを見込んだほか、あと総合事業でございますので、次の30ページに進めていきますと緩和基準サービス、それから住民主体サービスの見込みをしているところでございます。

あと、また何ページかめくっていただくと、37ページの任意事業というところで、幾つか介護保険の中で行うところの今後の取り組みや推計をしております。

あと最後に42ページでは、中野区だけで行っているところでございまして、特別給付事業の見込みということで、3つのサービスを中野区で行ってございますので、そんなところで今後の事業計画に合わせて、個々のサービスごとの実績に基づいた推計を行っているところでございます。それが実際に月に延べ何人になるのかなといったところが、最初にご説明いたしました2ページ、3ページの数といったところでございます。見込量に関しましては以上でございます。

続きまして、差しかえをさせていただいた資料2をご覧くださいと思います。資料2のほうでは「介護保険事業費の見込み及び保険料について」という表題になってございます。ただいま資料1のほうでご説明させていただきました介護保険の実績、それから今後3年間の見込量の推計といったところを踏まえまして、介護保険の給付費がどれぐらいかかるのかといったところの実績が一番上の表です。それから中段の平成30～32年及び平成37年度の法定給付費の見込みといったところが、先ほどの推計を見込みまして、今後介護保険事業で費用が幾らかかるのかといったところを推計したものでございます。

皆さんも報道等でご存じかと思いますが、介護報酬に関しましては、4月に向けて介護報酬の改定が行われてございます。また平成31年10月には消費税の改定も予定されていたり、介護に従事する方の処遇改善を31年に抜本的に行うといったところも予定でございますので、そういったところは国の通知に基づいて、その費用も見込んだ数字になってございますし、あとこちらにあらわしている数字に関しては、介護サービスを利用させていただくと利用者負担というものがあるのですが、それを除いた金額といったところでこれだけの費用がかかるということになってございます。中段の平成30年度の第7期の表の合計欄を見ていただきますと、218億7,300万円ほど介護保険に費用がかかるよといったところになってございます。

あと下段の特別給付に関しましては、別にこれだけの費用が実績に伴ってかかるということになってございまして、では、これをどのような形で介護保険料としてご負担していただくかといったところが次の2ページになってございまして、2ページの表の中段の保険料、第1号保険料負担の23%というところが第1号保険料の負担という表記になっていて、特別給付だけ100%なのですが、先ほどの1ページ目でご説明した費用に関して、23%を1号被保険者、65歳以上の方の保険料でご負担いただくといったところが基本的な仕組みになっているといったところでございます。

3ページに進んでいただきますと、ではどのように保険料のご負担をしていただくかといったところでございますが、(1)段階別介護保険料設定についてというところで、最初幾つか読んでいただくと、1)のところ、高齢化の進展や基盤整備によるサービス供給が増える影響や、先ほど23%とお話しした1号被保険者の方が負担をする割合なのですが、現在は22%でございますが、これが23%になるといったところもございまして、今後第7期の介護保険料の算定に当たっては、こういったところを考慮いたしまして、(2)の上に2つ書いてございます。1)として、これまでの多段階設定の考

え方を継続したいと。それから2)といたしまして、一定以上の所得の方には料率を引き上げた負担をお願いするといったところで現在考えているところでございます。また(2)の中では、介護給付費準備基金といったものが介護保険制度の中にございまして、介護保険料の収入が給付費に充当すべき保険料相当分を上回った場合に積み立てたり、あと足りなければ取り崩したり、そういった基金を介護保険の中で持っているところでございますが、第7期介護保険料設定に当たりましては、この準備基金の一部を取り崩すといったところで、保険料の上昇を抑えるといったところも考えているところでございます。また(3)低所得者の負担を軽減する公費の活用ということで、現在も第1段階ということで最も所得階層の低い方に関しては、交付金によって料率を少し下げているところがございます。また平成31年度から消費税が増税されれば、第1段階から第4段階に関しましても交付金があると想定されてございますので、この交付金を活用しながらの保険料の設定もまた改めてお示しすることになるかなというところでございます。

進んでいただきまして4ページのほうで、先ほど言いました多段階ですとか、所得金額が高い方をどのようにするかといったところでございますが、現在は15段階でございまして、今回、16段階、17段階というところで所得の高い方にご負担をお願いできないかといったところで考えているところでございます。

5ページに進んでいただきますと、では実際の基準保険料はどうなるのといったところでございまして、それをならずと、年額7万4,231円となるところでございますが、3ページの(2)でお話ししたように基金がございまして、それを一部取り崩しをすることによりまして年額を6万8,709円といったところにおいて、月額といたしましては参考で5,726円というところで、現在よりも60円ちょっと引き上げる設定になってございます。また参考といたしまして、平成37年度の保険料の月額もお示ししているところでございます。

次に5番のほうにいきますと、では基準保険料額は中心となる保険料でございまして、これを各所得の階層別に分けるとどれぐらいになるのかといったところが、5ページの下段の所得段階別の保険料額といったところになってございます。

次のページに進んでいただきまして、それが今とどのように変わるのかなといったところが6ページの表になってございまして、6期が現在でございまして、7期が平成30年4月からといったところで、表の一番下に書いてございます15段階の方を16段階、17段階といったところでご負担をお願いすることによりまして、全体的な保険料の伸びを抑えたといったところで現在考えているところでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

#### ○武藤部会長

資料1と資料2に基づいて重要な点の説明をいただきました。かなり数字の多い資料と説明になっておりますが、何かお気づきの点、確認したい点、ご発言等がございましたら遠慮なくどうぞ。よろしくお願いたします。

#### ○小笹委員

差しかえた部分の6ページなのですが、4段階、5段階で80万円以下、80万円を超えるとございますが、上の2段階だと120万円以下というのは段階が違うのですか。第1段階は80万円以下ですね。これ80から120になって、また80に戻っているのですけれども、ちょっとこれ説明していただだけませんか。

#### ○古川区民サービス管理部副参事(介護保険担当)

そちらの資料2の6ページというよりも、資料2の4ページのほうにその段階の区分の考え方を細かく記載させていただいております。非課税であってどうこうといったところの合計所得金額の計算の仕方がそれぞれ違うといったところでございます。

#### ○小笹委員

ごめんなさい。わからないのですけれども。

#### ○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当）

例えば第2段階ですと、世帯全員の特別区民税が非課税で80万円を超え120万円以下といったところになっています。第4段階のほうは、本人が非課税なのだけでも、世帯のほかの方が課税されていますよといったところでの違いといったところでございます。

#### ○武藤部会長

ほかにございますでしょうか。

#### ○岡本委員

介護保険料としては、中野区は随分ご努力なさったなと思ひまして、それほど上がらない形でなさっているのはすばらしいなと思ひました。

こちらの資料1のサービス料の見込みのところなのですけれども、認知症のデイは減少という形で予測していらして、その理由として実際になかなか認知症はお金がかかるので一般デイに皆さん行っているから、それで減少という形で予測していらっしゃると思ひました。それと書かれていたと思うのですけれども、本来だったら認知症の方は認知症デイに行くのが適切な支援ができるわけですし、それを現状として費用負担の問題で一般デイに行っているの、それを容認する形で認知症デイを増やさないのはいかがなかなかなど、ちょっと疑問に思ひました。認知症の方が増えていくし、予防という観点からも非常に重要なところがあるのかなと思ひまして、そこのお考えをお聞きしたいなと思ひしております。それと介護保険の計画に入れなくてもいいのかもしれないのですけれども、共生型サービスというものを中野区としてはどう考えているのか。どのぐらい障害と高齢の両方をやる事業者を増やそうとしているのか、別に増やさなくてもいいと思ひいらっしゃるのか。あと介護医療院のあたりをお聞かせいただければと思ひます。

#### ○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当）

認知症のデイに関しましては、ページでいいますと資料1の20ページになるところでございます。今、岡本委員からもお話がございましたとおり、見込みの仕方としては、認知症のデイと普通のデイというところが並立してサービスの提供が行われているところと、あと実績が少しずつ減っているといったところで、その実績に基づいてここはちょっと減少といったところでございます。ただ、一般のデイに関しましても若干減ってきている傾向があるのですが、そこはできるだけ認知症の方も一般のデイに行っているといったところもございますので、そこは少し加味した推計をさせていただいているところでございます。

それから共生型サービスの見込みに関しましては、本来この見込みの中では、はっきり明確に見込みをしてございませぬ。といひますのは、共生型に関しましては、まだちょっと国のほうでどういうふうにしていくのかというところが、いろいろな単価も含めて全く提示がないといったところでございますので、共生型サービスだけをくくっての見込みは今回立て切れなかったところでございますが、利用される方に関しましては、

利用するサービス事業所の規制緩和みたいな部分が多いですので、デイサービスなりホームヘルプなりのそういった見込量の中に含ませていただいているといったところでございます。

それからもう1点、施設サービスの中の介護医療院のことが3点目にご質問いただいていたかと思えます。介護医療院に関しましては、28ページのほうに記載しているのですけれども、介護医療院に関しましても今ある介護療養型医療施設等が転換するのかなといったところがベースになってくるかと思っております。そこは現在中野区のほうでも、1カ所介護療養型医療施設がございますけれども、そこが転換をしていく、この3年間かどうかはわかりませんが、累計としてはここに近いといったところもございまして、この中で見込みのほうをさせていただいているといった内容になってございます。

### ○岡本委員

認知症デイについては必要なのだけれども、結局費用がかかるからということで一般に行っているわけですよ。だからといって認知症デイを増やさなくていいのかなというのが疑問なわけです。一般デイもちょっと減少傾向にあるということだけれども、一応現状維持か増やすということなのです。そこで認知症の方をお世話するようになってしまうと、そもそも認知症デイは要らないのではないかな。全部一般デイにして認知症の人でもそっちで費用が安く受けられるならそれでいいじゃないかみたいなことにならないかなということですね。そうすると一般デイを提供している方の負担が増えるのではないかなということでご質問させていただきました。

介護医療院に関しましては、一般病院を介護医療院に転換してもいいよというような言い方を国がしているので、手を挙げる病院があるのかなということも含めて伺いたかったということです。

共生型に関しては、意図的に区が共生型にしてほしいという働きかけを障害と高齢のほうになさるのか、それは国の方針が出てから関心があれば移るのはいいよという、ちょっと消極的な見方なのかなということでご質問をしたのですけれども、どちらかという様子見ということですね。ただ認知症デイに関しては、できれば現状維持ぐらいにさせていただいて、これから認知症の方も増えるという予測もできますので、ちょっと再考していただけたらうれしいなと思えます。

### ○武藤部会長

ほかにいかがでしょうか。

### ○梅原委員

今の岡本先生のご意見にちょっと重なるかもなのですが、20ページの認知症デイのほうの見込量は減っている。21ページの小規模多機能型のほうは見込量が増えていきますよね。逆に認知症の方は、こちらのほうの利用が増えるのではないかなという見込みの増え方なのではないでしょうか。それともこちらのほうが望ましいと中野区は考えていらっしゃるのでしょうか。

### ○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当）

21ページの小規模多機能型に関しましては、中野区では具体的な整備の予定があるといったところで、整備をすればこちらの利用が進むといったところでの推計をさせていただいているところでございます。

○梅原委員

逆に認知症対応型通所介護のほうは、予定が今のところないということですか。

○岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当）

予定がないのと、今利用率自体が低いという状況がございまして、新たに事業者が参入してくることは少ないかなということで、伸ばしていないという状況がございます。

○武藤部会長

ほかにいかがでしょうか。

○岩川委員

質問なのですけれども、資料1の2ページ、3ページのところに、介護給付の見込みと介護予防給付の見込みがございまして、その中で訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護というあたりは何が違うのでしょうか。

○武藤部会長

訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護とが見分けがつかないと。名称と中身はどう違うのかと。後ろのページの中にもそれを区別して両者が分かれていますよね。

○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当）

最も簡単にいうと、要介護1から5の方が利用するのが、例えば訪問入浴介護であり、要支援1、2の方が利用するのが、介護予防訪問入浴介護ということで、要支援1、2の方が利用するのが介護予防、それから要介護1から5の方が利用するのが、介護予防が取れた左側のページのサービスとご理解いただければいいと思います。済みません、そこもちゃんと説明しなければいけなかったです。申しわけございません。

○武藤部会長

そこは冒頭に説明なり脚注なりを入れておいていただいたほうが、資料が読みやすいですよ。総論のところも各論と2種類に分かれています。要支援の場合と要介護の場合ということですね。ちなみに例えば介護予防訪問リハビリテーションと訪問リハビリテーションは、人員とか中身は何か違うのでしょうか。訪問リハビリテーションで介護予防がつく場合とつかない場合は、中身はどんな違いがあるのでしょうか。スタッフはPTですか。

○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当）

訪問リハビリテーションとなっておりますので、専門職が行くサービスでございます。

○武藤部会長

PT、OTが行く。それで中身は何が違うのですか。

○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当）

中身的には個々のサービスを受けられる方の状態によって違うというところ。要支援と要介護の認定の違いでこういうサービスが違っているというところで、リハビリテーションの中身に関しましては、お1人お1人によって違います。

○武藤部会長

身体機能のレベルに応じて個別の処方をしているという理解ですよね。相対としてリハビリテーションの処方に準じている。行政的にただ介護予防をつけている、つけていないとしたということなのですね。

ほかにいかがでしょうか。

#### ○和気委員

介護保険料の件で、今日の差しかえ資料でいきますと6ページあたりになるかと思うのですが、15段階のものが第7期では17段階になるという表が示されていて、これは別の自治体などでもよく目にする表なのですが、高齢者人口の何%がここに該当するかみたいなのはあえて示さないようにされているのか、示している区とそうでない区があると思うのですが、2段階増えることによって該当者がどうなのか。17段階が若干名みたいなことなのか、非常に多いのかということも、もしお考えがあればお聞かせください。

#### ○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当）

一定の時期をもって人数は推計していますが、若干名ではなく数字としてはこの階層に何人いるからとそれこそ全部計算しないと基準保険料が出てきませんので、持っているところではございます。人数としては全体が6万8,000人の中で、例えば15、16、17段階を合わせると約870人程度いらっしゃいますので、そこが分かれるといったところになりますので、それなりにいらっしゃってこの方々にこれまでよりもご負担をちょっと多くいただくことで、全体の伸びを抑えることができたかなといったところを見てございます。

#### ○武藤部会長

ほかにいかがでしょうか。

#### ○小林委員

資料1の26ページからのところで意見なのですが、施設サービスの見込みを概ね増やしていただいている点と、それから施設サービスの拡充がある点がとてもいいなと思いました。以前、施設サービスの充実をしてもらいたいという意見を述べたときに、とはいっても国として在宅の方針であるとか、病床削減があるとコメントをいただいたのですが、その後自分でも調べてみて、地域医療構想、病床機能報告というのがあるのも見たのですが、やはり高齢者人口がピーク後減るといっても、国が別の指針として女性であるとか定年退職者ですとか、今、在宅の介護を担っている方の活用を考えていることもありますし、離婚率、未婚率の増加や少子化で身寄りのない方も増えると思いますので、高齢者人口が減ったとしても施設サービスのニーズは高いと思うので、ぜひ増やしていただきたいなと思いつつ、ここの拡充があるならば、多少介護保険料が上がっても、これから支払う世代に私はなりますけれども、納得して払えるかなと思います。

一方で、国の方針である程度仕方がないのかなとは思いますが、低所得者の方に対する保険料の減額措置というところで、ニュースなどでは、生活保護の方が繰り返し軽症にもかかわらず救急車を呼んで受診しているというようなお話も聞きますので、こういった政策があるのであれば、受診抑制の取り組みも並行してやるですとか、そういったバランスの取れた内容にしていきたいなと思います。以上です。

#### ○武藤部会長

ありがとうございました。今のはコメントと捉えてよろしいかと思いますが、何かアピールしたいことはありますか。

○岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当）

特別養護老人ホームとか老健につきましても広域施設というのがございますので、区内に待機者が確かに500人ぐらいいらっしゃるというのはありますけれども、区内に全部用意するかどうかというのは検討する余地があるかなと思っております。多摩地域のほうでは、かなり空いてきている特養も増えてきていると聞いておりますので、以前に比べると待機期間というのは短くなっている。特養の入所には手続が必要になりますので、2～3カ月は最低でもかかるというのがございますので、都内全体の広域の病床の状況と区内にどれぐらいつくるのかというのは、今回はもう1カ所、現在も2つぐらい予定があるのですけれども、プラス1ぐらいを見込んではいますけれども、その後についてどうするのかは検討する余地があるかなと考えております。

○武藤部会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。坂本委員、どうぞ。

○坂本委員

ごめんなさい、話がまた戻ってしまって大変申しわけないのですが、先ほどの認知症デイのことであれなのですけれども、利用率が伸びないのはちょっと理由がありまして、利用率が伸びないということは、その認知症デイがはやっていないというか、登録が少ないということではないと思うのです。認知症デイというのは、やはり認知症の方の中でやはり重度の方が登録しているのですよね。なので1の方が本当に週3回ぐらい登録をしている。だけれども重度で本当に身体的にも弱くなってきますので、お1人の方が具合悪くなって入院とかになると、その週3回の利用があく、そこの利用がなしになってしまうわけなのです。あとすぐに入院されてしまったり、施設入所されてしまったりというところで、やはり認知症デイはどうしても苦戦するところがあると思います。登録している利用者さんはいらっしゃるのですけれども、そういうところで利用率が伸びないというのがあるので、やはり重度の利用者様は認知症デイでケアするのが本当に合っていると思いますので、そこがデイの難しいところですが、なかなか利用率が伸びないので収入的にも難しいというのがあるので、認知症デイが増えない理由もそういったところにあるのかもしれないです。

○武藤部会長

数字の読み方を実情に即して考えてほしいということかと思いますが、何かございますか。よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

この準備基金というのは今、幾らあるのですか。これどこかに数字は出ていますか。

○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当）

この計画の中では数字は載ってございません。現在中野区の場合は、今年度末にこのまうまくいくと26億円弱ぐらいです。

○武藤部会長

今、全体は200億ぐらいとおっしゃってましたよね。平成32年度の準備基金の見込みはどれぐらいで捉えているのですか。

○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当）

平成32年度はこのままいきますと、26億が14億ほどになるかなと思います。

○武藤部会長

取り崩していくからということですね。33年目以降はさらに厳しくなるかもしれません。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

○長田委員

ヘルパーの人材確保についての質問です。まず4ページのところで介護給付にかかるヘルパーの確保ということで、見込みについて記述がありまして処遇が改善されるということで、このことについては大変いいことだなと思います。

次に、介護給付ではなくてページでいうと資料1の30ページになりますが、中野区認定ヘルパーの養成について言及されています。質問としては中野区認定ヘルパーについての課題、とりわけモチベーションの維持向上ということについての課題があるのか、あるとすればどのようなことでどういうふうこれから対応していこうとされているのか。そのことについてお伺いしたいということです。

○古川区民サービス管理部副参事（介護保険担当）

今、長田委員のほうからご紹介がございました中野区認定ヘルパーといいますのは、こちらの30ページのほうにも書かれてございますが、総合事業の生活援助サービスのみに従事していただける中野区独自のヘルパー資格といったところがございます。こちらのほうは生活援助サービスに従事していただくために、昨年から区のほうでも養成を始めているところがございますして、少しずつ認定ヘルパーさんが増えてきている状態です。ただ、そこでお仕事のマッチングがなかなかスムーズにいけないところがございまして、これから養成のほうは続けていきたいと思っておりますので、その辺でうまくお仕事も回っていくといいなというところがございます。ただ中野区認定ヘルパーといいますのは、研修時間で申しますと大変短い研修になっており、まさしく介護に従事するための入門的な研修といった位置づけもあろうかと思っておりますして、実は今年度、中野区認定ヘルパーを受けた方が、まだお仕事か来ないからといって初任者研修を受け直して、普通の身体介護ができるヘルパーさんに、さらに発展した資格を取ってお仕事をされているというケースも聞いておりますので、そういった中では裾野を広げる意味合いも持ちまして、この認定ヘルパーの育成も継続していきながら、介護に従事される方を少しずつ増やしていけたらいいなと考えているところがございます。

○武藤部会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

○岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当）

本日議論をいただきまして、最終答申をまとめることになっております。今日のご意見を参考にさせていただいて、文言のほうは事務局と部会長に調整させていただきまして、2月13日に全体会を予定しておりますので、その場面で皆様のほうにお示しをしてご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○武藤部会長

ただいまの議論と資料に基づいて、事務局と部会長で一応詰めますけれども、途中で何か追加でご発言の内容に即してこうしたものを追記してほしいというようなことがご

ございましたら、また事務局のほうにお知らせをいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議題2のスポーツのほうの議題に参ります。それでは、説明を永見副参事、お願いします。

#### ○永見健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当）

それでは、平成30年度社会体育団体補助金について、資料に基づいてご説明をさせていただきます。資料が3、4、5、6とございます。資料3につきましては、いわゆるどのような根拠に基づいて補助金を交付するのかということがございますけれども、スポーツ基本法の中でスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、審議会等の合議制の機関の意見を聞かなければならないという定めがございます。毎年健康福祉審議会においてご意見を伺っているところでございます。中野区社会体育事業補助金交付要綱というものがございまして、こちらに基づいて具体的に補助金の交付を行っているところでございます。

ざっと要綱を見ていきますと、第3条におきまして補助金の交付対象者は、中野区体育協会及び社会体育団体ということが決まっております。めくっていただきまして第5条ですけれども、補助金の対象経費が具体的に書かれているところでございます。第5条第2項におきましては、中野区体育協会に係る補助事業については、体育協会事務局の運営に係る経費のうち、健康福祉部長が認める経費についても補助対象経費とするということで、若干ほかの社会体育団体と扱いが違うということになってございます。

その後、第7条で交付の申請を受けることであつたりとか、第8条で区として交付の決定を行うこと、第10条で補助金の請求を行って、第11条で補助金の交付を行うなどが定められているところでございます。

続いて資料4に移っていただきますと、平成30年度の補助対象の予定、それから具体的な体育大会等の事業内容、交付予定額、それから今年度の予算額というところで掲載しているところでございます。ほぼ今年度と来年度は同程度の内容になってございますけれども、体育協会の下のほうですね、区民スポーツフェスティバルというところが若干減額になっているところがございます。こちらにつきましては、来年度、区としては、スポーツ施設の使用料の軽減を行うということでございまして、それに伴いまして事業に要する経費、施設をpushするための経費が削減されるということで、少し金額が減っているところがございます。

続いて資料5でございまして、こちらは平成28年度のスポーツ事業の実施結果ということでまとめておりますので、ご覧いただければと思います。今年度はまだ年度が終わっていませんので、実績がまとまっていないところでございます。

最後に資料6ですけれども、一般社団法人中野区体育協会の組織図ということで、このような組織で運営しているところでございます。

ご説明は以上でございます。

#### ○武藤部会長

スポーツ基本法に基づいて区としての交付要綱に即して、この審議会的な機能を持っている会議体で確認するという手続でございまして、資料4が平成30年度の予定、資料5が平成29年度はまだ終わっていないので、平成28年度の実績。資料6が体協の組織図ということですが、何かお気づきの点、確認したい点等ご発言がございましたらどうぞ遠慮なく。

#### ○原沢委員

毎回同じようなことになるのですけれども、スポーツマウスガードについて一言何か。例えば第5条の(7)の区長が特に必要と認めるものの中に入れていただくとか、そのような考えをしていただけるとありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### ○武藤部会長

ただいまのお話は、中野区社会体育事業補助金交付要綱、これが2011年に制定しているものでありますが、その補助対象経費の第5条に幾つか費目がございまして、(7)のところではスポーツマウスガードとスポーツの傷害の予防・防止に役立つような用具というような、スポーツマウスガードと例示をすることはどうかということではなく、防具ということですね。プロテクターも含めて検討いただけないかということではありますが、2011年から8年ほどこれはフィクスされた状況のようなので、今後この要綱を変える手続というのは、恐らく全く予定されていないと思っておりますけれども、要綱の修正・加筆という手続はざっくりとどんな感じでしょうか。

#### ○永見健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当）

要綱については部で改定の必要がある場合には、改正の起案を取って議会で決定するというような形で改正をすることは可能です。マウスガードにつきましては、中身を少し確認する必要があると思うのですけれども、例えば(4)のスポーツ用具類であったりとか、そういったところの中で整理することは可能かなと思っておりますが、ちょっといただいたご意見を踏まえて中身の確認などをさせていただきたいと思っております。

#### ○武藤部会長

この条文の中だけでも対応は十分可能かと思っておりますので、申請の方法と内容によるかなと思っております。ほかにいかがでしょうか。

#### ○岡本委員

資料5の下のほうですけれども、未開催、休止と並んでいるのですけれども、例えば何年間か休止したらその大会はなくなるとか、何かそういう規定はございましてでしょうか。あと何人ぐらい集まれば大会を開催していいというような規定はないのでしょうか。

#### ○永見健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当）

休止につきましては、何年間やらなかった場合というような決まりは、体育協会の中であると聞いてはおりません。ただ継続してこういった大会を実施できていない連盟については、体育協会としてもきちんと活動していけるような形にしていきたいという話はしてはおりまして、今後、体育協会のほうでさまざまな取り組みをしていくのかなと思っております。

人数につきましては、表を見ていただいてもわかるかと思っておりますけれども、かなり大会の規模、参加人数というところはばらつきがあるところではございまして、これは競技の種目の内容であったりとか、競技人口であったりとか、そういったところによってかなり差が出てしまうものなのかなと思っておりますが、特に参加人数の縛りみたいなものはないと。ただ人数がある程度多いものについては、金額のほうもある程度多くなったりとか、そういったような反映の仕方はされているのかなと思っております。

#### ○武藤部会長

ほかにいかがでしょうか。2020年にパラリンピックが東京で開催されることを前

提とすると、障害者スポーツをいかに普及・振興するかというのは、区としても重要な施策の1つだと位置づけられています。区のスポーツ行政として障害者スポーツの普及・振興について、平成30年から32年にかけてこのような見込みとか計画、指導のあり方とか、そんなことを考えているというような政策表明という区長みたいですが、計画の一端あたりをご説明いただければと思います。

#### ○永見健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当）

今、部会長がおっしゃいましたように、障害者スポーツの振興については、区としても力を入れていきたいと思っているところでございます。オリンピック・パラリンピックの普及啓発ということで、特にパラリンピックについては、昨年度、今年度と2つの事業を実施しているところでございまして、1つは、区としてパラリンピアンなどをお呼びして多くの区民の皆さんに体験をしていただくというようなことをやっております。またその一方で、自主的な団体というものも育てていく必要があるのかなと思っております。現状、体育協会の団体などにも障害者スポーツに特化した団体というのはございません。自主的なサークルとか、そういったものはあるのかもしれないのですが、区としてそういったものは現状把握していない状況がございまして、例えばスポーツ推進委員さんであったりとか、幾つかの区内の団体が障害者スポーツの事業を自主的にやっているという話は聞いているところなので、そういったところを団体化できるかとか、そういったところについて支援のあり方についてこれから考えていきたいなと思っているところでございます。

#### ○武藤部会長

せっかく東京にパラリンピックが戻ってくる時期でありますので、障害者スポーツの普及・振興は、特に来年度、そして再来年度が2020年前とすると最後のチャンスなので、ぜひ広められるように区のスポーツ行政としてぜひ取り組んでいただければと部会長としては希望します。ほかにいかがでしょうか。

#### ○梁川委員

先ほど永見さんからもお話があったように、体育施設の使用料が下がったと。中野区にとっては画期的なことだと。今まで上げることしか考えてこなかったのです。その中でやはり今、部会長がおっしゃったように、オリンピック・パラリンピックを盛り上げていく1つの区としての手段を講じたのだと思うのですが、プレス発表で私も拝見して「おーっ」と思ったのですが、ほとんどの人がまだ知らないわけで、やはりそこにオリパラを盛り上げる1つの姿勢があるとしたなら、もう少しいろいろな人が気軽にスポーツに親しむ、あるいは安くなったという点でみんなが気運を高めていく、そういうことをどうするのか、その辺をちょっとお聞かせいただければと。

#### ○永見健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当）

来年度の7月1日からスポーツ施設の使用料が半額に軽減するという事で予定しております。ニュースとか新聞とかそういったところで幾つか取り上げていただいておりますけれども、まだまだ知らない方もたくさんいらっしゃるかなと思いますので、施設のほうで具体的に掲示していくということもそうですし、いろいろな形でスポーツ施設を普段使っていない方にも使っていただきたいという考え方もありますので、今使っている人たちだけではなくて、できるだけいろいろな人たちに伝わるような広報を7月1日に向けて一生懸命やっていきたいなと思っております。

○武藤部会長

ほかにいかがでしょうか。体育協会の名前を今、日体協は日本スポーツ協会と変える段取りをしているのですが、これは法律改正が最終段階なのですけれども、一般社団法人の中野区体育協会の今後の様子はどうでしょうか。

○永見健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当）

現状はスポーツ協会というような名前に変えるという話は聞いてはおりません。社団法人になったのが昨年度なのですね。その段階で特に中野区体育協会という名前も変わっておりませんので、特にそういった議論があるということは、区としては聞いておりません。

○武藤部会長

議論し始めると白熱した議論が3～4時間平然と続きますが、体育とスポーツは何が違うのかという大激論になります。

ほかにいかがでしょうか。

○吉成委員

補助金の交付額というのは、これからオリンピックがありスポーツをどんどん盛り上げよう中で予算というのはあんまり変わらないのでしょうか。何年もあんまり変わっていないような気がするのですが、そんなことはないですか。

○永見健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当）

いわゆる補助金という金額という意味では、毎年そんなに大きくは変わっておりません。今後、オリンピック・パラリンピックが控えているということもありますので、体育協会をはじめとした社会体育団体に対してどのような補助をしていけるのかというところを団体とも相談をしながら考えていきたいと思っております。

○武藤部会長

総額は変わっていないので、めり張りをつけるとか、2020年を考えるならば、もう少し工夫を持ってもいいのではないかというご趣旨ですか。

○吉成委員

そうするとまたもめますかね。そういう考えでめり張りをつけるというのと。

○武藤部会長

大もめになることも予測されます。

○吉成委員

そうすると静かにしてよということでは変わらないのですか。

○武藤部会長

かもしれません。ただめり張りをつけるということは、今後の区としてのスポーツ行政がいかにあるべきかという総論がまず固まってないといけないと思うのですよね。各論でA団体の代表の方がB団体の代表の方と激論するよりは、先に総論が固まっていないと難しいと思います。そういう意味で、中野区としてはスポーツ基本政策みたいなものがはっきりうたわれていて、今後は障害者スポーツを重点化するとか、子どものスポ

ーツ振興をもう少し工夫するという基本政策が打ち出された上で、各論のめり張りをつけるのは理にかなっているかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

#### ○岡本委員

障害者スポーツに関しまして、具体的に出ているのが障害者水泳教室というところだと思っておりますけれども、これは体育協会の中の水泳協会が実施していると考えてよろしいでしょうか。

#### ○永見健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当）

おっしゃるとおりです。

#### ○岡本委員

だとすると、他の団体というのでしょうか。いろいろな種目に応じた形で障害者のスポーツを取り入れるということが可能だと考えてよろしいでしょうか。

#### ○永見健康福祉部副参事（文化・スポーツ担当）

団体として障害者スポーツに特化した団体はございませんけれども、障害者を対象にした教室とかそういったものは、例えばテニスをやっているところはあると聞いておりますので、やり方としてはあり得るかなと思っております。

#### ○武藤部会長

ほかによろしいでしょうか。それでは、スポーツ関連のところについてはご説明を伺って、ご意見を拝聴したということにさせていただきます。

本日の議題は2つありますが、それぞれ情報提供、話題提供の資料のご用意をいただいておりますので、それに移らせていただきますが、よろしいでしょうか。

まずはカラーのチラシが配られております。「中野の子どもを中野のみんなで育てよう！」ということで、これは梁川委員のほうからどうぞ。

#### ○梁川委員

済みません、貴重なお時間をいただきまして。今回、2月3日土曜日、桃花小学校の体育館で「中野の子どもを中野のみんなで育てよう！」。中野区行政も子育て支援に対しては、切れ目のない支援をとということでさまざまやっているところなのですが、やはり地域で民間の人たちが、本当に多くの団体の人たちが子育てで頑張ってくれている。ただ、つながりがほとんどないということで、今後、中野区内に児童相談所もできるし子ども家庭支援センターも連携してやると。民間の力が本当にこれから必要になってくるだろうということで、まずはいろいろな事業、あるいはサービスを知っていくところからみんなでやっていかないかということになりまして、今回こういう形でフォーラムをやりまして、お声をかけたところ、中野区でさまざまに貢献してくださっている方々をお招きし、講師をお願いし、短い時間ではあるのですが、まずみんなで中野の子育て関連のさまざまな方々を呼んで知っていただくところから始めようということになりましたので、民間のプロジェクトも新しくできたわけで、お金も全くない中で、今後の子育て支援の輪を広げていこうということで、フォーラムを開催することになりましたので、田中区长も来てくださるとのことなので、ご関心のある方はぜひおいでいただければありがたいと思っております。以上です。

### ○武藤部会長

梁川委員もお話ししてくれる方々の中に入っているようでありますので、時間に余裕のある方はぜひご参加いただければと思います。

ありがとうございました。これについて何かご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

私のほうからであります。後で配付させていただいた3枚ものの新聞記事がありますので、簡単にご紹介だけ。毎日新聞の「雪道の歩き方は？」というのがありますけれども、これは大地を踏みしめるように歩くというのが雪道の歩き方のポイントだということを示してございます。それから2枚目の学校保健統計の速報値からは、小・中学校の児童生徒の裸眼視力が最悪状態になっています。これはデジタル社会が進展して、スマホ等に象徴されるように子どもが幼いころから目を酷使しているということで、裸眼視力が最悪、それから耳の障害のある子どもが最悪状態ということでもありますので、かなりゆゆしき事態かなと思っています。それから最後のパラリンピックの座談会は、先般カヌーの競技で他人を蹴落として毘にはめてまで我が身を勝たせようとした選手がおりましたが、そういう不正、不公正、だますというようなことをなくするという座談会をした内容でありますので、それぞれご参考までということでもあります。

さて、一応議案は終了しましたが、せっかくなのでそれぞれまずは藤田委員、南委員のほうから新年最初のご挨拶をお願いします。

### ○藤田委員

済みません、特に発言はなかったのですが、先ほどのスポーツの関係で半額になるという、これは非常にいい話ではあるかなと思っていますのですが、私もスポーツに随分携わってきたので、もう少しスポーツにお金を払ってもらうようにしなければいけないのではないかなというのは、個人的にはすごく思っている話でもあるなということで、今回の中野区さんの行政の案については、いい部分と悪い部分と半分半分の感じを得ていると思っております。そういう意味では、中野区民の人がもっとスポーツに参加することが上がってくればもっといいのではないかなと思うことではありますというところが1点。あともう1つは、スポーツ庁も予算が非常に上がってきているところなので、先ほど部会長もおっしゃられていましたけれども、中野区のスポーツの予算がもっと上がってくればいいのではないかなというのは、これもあわせてのお願いかなと思っています。以上でございます。

### ○武藤部会長

スポーツの予算ですが、結果として介護予防につながるような幅広いスポーツ、運動・身体活動の普及振興を図ることが、結果として福祉領域にも資する政策になると思いますので、縦割りではなくて融合させたような政策を取り組むことによって、結果としてスポーツの底辺を広げるし、介護予防・健康づくりにもつながると思っております。

南委員、どうぞ。

### ○南委員

3カ月ほどお休みをいただいておりますが、また復活させていただきましたので、今後ともよろしくお願いたします。

私のほうからは介護サービスのところで、最近ホームヘルパーさんの人手不足がかなり深刻になってきて、施設はもともと人手不足が深刻だったのですが、ホームヘルパーのほうもかなり人手が最近厳しくなっている感じを受けています。特にヘルパーさんの場合は、障害者のほうはほかの職種に比べてかなり高い、たしか障害度の1は1

3. 何%という処遇改善がされているにもかかわらず、人が増えてこないというところが、やはりお給料とかそういう面だけではなく、かなり厳しくなっているのかなと思っています。

1つ、研修というのですかね、ヘルパーさん向けの研修ってよく事業所の所長さんとか、サービス責任者クラスは行ける研修が多いのですがけれども、一般のヘルパーの人が行けるような研修があまりないような気がしていて、結局サービスステーション責任者が出て、それを事業所内で各ヘルパーに広めてくれということだと思っておりますけれども、なかなか直行直帰のヘルパーさんも多いので、そういうことが難しい部分もあると思うので、できれば一般のヘルパーさん向けの研修なんかもあるといいなと、難しいかもしれないのですがと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。

#### ○武藤部会長

ありがとうございました。高松委員、どうぞ。

#### ○高松委員

感想として言わせていただくのと、ちょっと情報提供です。

まずスポーツのほうは、実はスポーツファーマシストというのがいまして、アンチドーピングの活動を、スポーツをされる方々に対して、ドーピングの正しい知識だったりとか、いろいろな質問を受けてアドバイスをしたり、そういう資格を持った人がおりますので、そういうのも区民のために何かできるのかなという感想を持ちました。

あと議題1のほうなのですが、拝見させてもらったのは、サービスの実績がすごく高いものと低いものがはっきりしているなという感想と、健康状態の延伸を考えていくと、やはり皆さんに少しずつ外に出ていってもらって楽しんでもらったりとか、そういう活動もこれからは少し目標のほうにどんどん入れていってもいいのかなという感想を持ちましたので、それだけちょっと述べさせていただきます。以上です。ありがとうございます。

#### ○武藤部会長

ありがとうございました。スポーツファーマシストは大変重要な役割・使命になるかと思いますが、特に私どもの分野で考えているのは、小学校・中学校の児童生徒が薬についての正しい知識をなかなか得られない機会なのですね。例えばカプセル剤を飲むときに、お水と一緒に飲むということ自体を親が指導できていないとか、私はつばで飲むと威張っているお母さんがいたりするのですが、それから薬の量とか使い方とか、いい面もあるけれどもリスクもあるとか、そんな当たり前の薬に関する教育をしておかないと、スポーツ選手になったときだけ急に薬の話をしてなかなか理解できないと、基礎教養ができていないということも長年オリンピックのチームドクターをやってきたときに思っています。あとサプリメントについても非常にゆがんだ知識が多いので、極端に筋肉を鍛えるためと称してプロテインを牛乳で溶かして、それを1日5杯も飲んでいるとか、そんなことを平然と大学生がやっているとか、子どものころからの正しい薬と栄養の知識が区の中でうまく、義務教育段階で区の薬剤師の皆さんと提携できるのかなと伺っていて思いました。

#### ○高松委員

ありがとうございます。実は日本には、学校薬剤師というすばらしい制度が昔からありまして、今、その学校で子どもたちに薬物乱用防止だとか、今おっしゃっていただいた正しい薬の使い方とか、これは保護者に対してすることもありますし、実際に活動は

やっているのですが、多分形としてはやっているのだけれども、うまくそれが広まるようなやり方をしていないのかなと思いますので、ちょっとそこら辺のやり方もあわせてこのことも協力して考えていきたいと思います。

#### ○武藤部会長

ぜひこれはもう中野区だけに限らないですけれども、重要な問題だろうと思いますし、BSテレビを見ていると、グルコサミンだ、セサミンだ、コンドロイチンだ、コラーゲンだって、この食べ物はコラーゲンが入っていますと言うとみんな目の色が変わるみたいな、そのゆがんだ栄養観とか食品観というのは是正しておくというのは、日本の無駄な医療費を節減するために極めて重要だろうと思っております。

網野委員、どうぞ。

#### ○網野委員

先ほど南委員がヘルパーの人材の育成についてのお話をされましたけれども、私は自分が基礎教育をしている中でも、やはり卒業した後にはどれだけキャリアアップを本人の努力、あるいは職場そのほかでやるかによって、その後の人材の質的なもの、あとは収入を続けられるかどうかということにかかわってくると非常に強く思っておりますので、やはり区のヘルパーを育成するような場合も、育成したらしっぱなしではなくて、その人たちをもう一回集めて教育をし直すとか、あるいはスーパーバイズをするようなシステムをつくるとかして、人材に対して幾ばくかの支援をしていかないと、幾らつくっても定着していかないなというのは感じていますので、そのあたりのところをどこのお金をひねり出してこれができるかということは、区の人にやっていただきたいことですが、いずれにいたしましても私は、そこは非常に重要だなと。特に地域の中でいろいろなことをさせようと、昔のように施設だけではない、病院だけではないところでそういう機能を持たせようとするとなおのこと、その人材をどういうふう to 確保し、どこでどういうふう to 生かすかということのをみんなが考えていかないとだめだなと思った次第です。

あともう1点は、基金を積み立ててあるのを取り崩してやっていくということではあるのですが、やはり何を行うにもお金というものが極めて重要なので、この基金をずっと取り崩していっていいのかなという気がしております。以上です。

#### ○武藤部会長

ありがとうございました。ほかにどなたか特にご発言の希望があれば。よろしいでしょうか。

出席予定で来られなかった委員の方がいらっしゃるところであります。事務局のほうから事務連絡をもしよろしければ。

#### ○岩浅健康福祉部副参事（福祉推進担当）

それでは、次回ですけれども、第3回全体会が先ほど申しましたように2月13日火曜日7時から9時ということで、9階の11から13番の会議室で行いたいと思っております。ここは先ほどまさに答申の関係と、現在素案のご意見をいただいております、それを案に変える作業を行っております、その計画案についてご説明させていただければと思っております。

あと、毎度ですけれども、お車でお越しの方は処理をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○武藤部会長

それでは、次回2月13日火曜日の第3回全体会にご参加をぜひよろしくお願いいたします。それでは、今日はかなり予定よりも早く終わりそうなので、幸せにみんな早く帰りましょう。ありがとうございました。

―― 了 ――